						3 変更の理由	(法第十条の二) 2 変更予定年月日	業務の方法の変更   1 変更の内容	項目記載
									項
一条第一項第六号	② 第十二条第一号に掲げる事項	ら第十二号までに掲げる書類	掲げる事項 第十	(1) 法第八条第三項	場合は、それぞれ次	3 変更内容が次に掲	2 業務方法書の変更	1 変更後の業務方法書 (案)	添 付
項第六号から第十二号までに	に掲げる事項 第十	!掲げる書類	第十一条第一項第八号か	法第八条第三項第一号又は第二号に	それぞれ次に定める書類	変更内容が次に掲げる事項に該当する	業務方法書の変更箇所の新旧対照表	〔書(案)	<b>書</b>

3 変更後の株主名簿	4 変更予定年月日	
要ない場合は取締役会議事録)	3 変更の方法	
2 株主総会議事録 (株主総会の議決が必	2 変更後の資本の額	(法第十条の二)
1 定款	1 現在の資本の額	資本の額の減少
二号までに掲げる書類		
事項の第十一条第一項第八号から第十		
③ 第十二条第六号又は第七号に掲げる		
委託契約の締結に関する部分に限る。		
変更に係る投資信託契約又は資産運用		
計画書に準じて作成した計画書(当該		
掲げる書類及び同条第三項に規定する		

(法第十条の三第一項) 2 変更後の資本の額 2 株主総会議事録 (株主総会の議決が必資本の額の増加 1 現在の資本の額 1 定款	別表第二 (第十九条関係)			載	事	項		添付書類	付	ויי	書	類
第一項) 2 変更後の資本の額 2 1 現在の資本の額 1				載	事	項		添	<del>/\d</del>	ניו	書	<b>华</b> 王
2 変更後の資本の額 2	項	目 	記		道 D		1	定 款				
			記	在 の 資	フ () 客							

3 当該支店その他の営業所の業務内容及		
らかにした地図	3 設置の理由	
2 当該支店その他の営業所の所在地を明	2 設置年月日   -	(法第十条の三第二項)
模を記載した書面	業所の名称及び所在地	置
- 当該支店その他の営業所の構造及び規	1 設置した支店その他の営 1	支店その他の営業所の設
	2 変更の理由	
	3 変更予定年月日	
4 株主総会議事録	2 旧商号 2	(法第十条の三第一項)
- 変更後の定款	1 新商号   1	商号の変更
4 資本の額の変更手続を記載した書面	5 変更の理由 4	
3 変更後の株主名簿	4 変更予定年月日   2	

		_
3 当該位置変更に係る所要資金及びその		
在地を明らかにした地図	4 変更の理由	4
2 変更後の本店、支店その他営業所の所	3 変更年月日	(法第十条の三第二項) 3
構造及び規模を記載した書面	2 変更後の所在地	所の位置の変更 2
1 変更後の本店、支店その他の営業所の	- 名称及び変更前の所在地	本店、支店その他の営業 1
す影響を記載した書面		
信託委託業者の財産及び収支状況に及ぼ		
5 当該支店その他の営業所の設置が投資		
面		
所要資金及びその調達方法を記載した書		
4 当該支店その他の営業所の設置に係る		
び配置人員		

投資信託委託業者の財産及び収支状況に	所在 地	(法第十条の三第二項)
2 当該本店、支店の他の営業所の廃止が	他の営業所名及び廃止前の	所の廃止
1 取締役会議事録	1 廃止した本店、支店その	本店、支店その他の営業
	4 変更の理由	
	3 変更年月日	(法第十条の三第二項)
	2 変更後の名称	所の名称の変更
	1 変更前の名称及び所在地	本店、支店その他の営業
した書面		
の財産及び収支状況に及ぼす影響を記載		
4 当該位置変更に係る投資信託委託業者		
調達方法を記載した書面		

	2 廃止年月日	及ぼす影響を記載した書面
	3 廃止の理由	
取締役及び監査役並びに	1 就任又は退任した取締役	1 会社登記簿抄本(取締役又は監査役に
重要な使用人の氏名の変	及び監査役並びに重要な使	異動があった場合に限る。)
更	用人の氏名、役職名及び代	2 就任をした取締役及び監査役並びに重
(法第十条の三第二項)	表権の有無	要な使用人に係る第十一条第一項第二号
	2 就任又は退任年月日	から第五号までに掲げる書類
取締役及び監査役並びに	1 住所の変更があった取締	住所の変更があった取締役及び監査役並び
重要な使用人の住所の変	役及び監査役並びに重要な	に重要な使用人に係る第十一条第一項第二
更	使用人の氏名、役職名及び	号に掲げる書類
(法第十条の三第二項)	代表権の有無	

	(法第二十六条第一項)	投資信託約款の内容			(法第十条の三第二項)	兼業業務の廃止	
2 証券投資信託にあっては (2) (1)以外の投資の対象と産の種類	(1) 投資対象とする特定資	1 投資対象			2 廃止の理由	1 廃止年月日	2 住所の変更年月日
	2 受託会社の承諾書	1 当該投資信託約款(案)	記載した書面	者の財産及び収支の状況に及ぼす影響を	2 当該兼業業務の廃止が投資信託委託業	1 取締役会議事録	

う。) の別	定する公社債投資信託をい	信託(第六条第二号イに規	をいう。) 又は公社債投資	資信託以外の証券投資信託	、株式投資信託 ( 公社債投
	記 を い	ー に 規	投資	信託	債投

投資信託の名称 4 当該投資信託約款に係る

本の追加をすることができ

る投資信託をいう。) の別

をいう。) 又は追加型(元

ることができない投資信託

3

単位型(元本の追加をす

`	έπ	靐	田口	10	9	8	柔	7	_	`	6	5
その旨)	証券の募集等を行う場合は	登録金融機関名(自ら受益	取扱いを行う証券会社又は	募集の取扱い又は私募の	信託期間	設定日	予定額	設定予定額又は当初設定	般投資家私募の別	適格機関投資家私募又は	法第二条に規定する公募	募集期間

4 公告の内容を記載した書面 (法第三十	6 異議を述べる方法	
	とができる期間	
変更の内容が重大なものの場合に限る。	5 受益者が異議を述べるこ	
書面(法第三十条第一項に規定する当該	4 変更の理由	
資信託財産の直近の運用状況を記載した	3 変更予定年月日	
3 当該投資信託約款に係る投資信託の投	2 変更の内容	
2 受託会社の同意書	投資信託の名称	(法第二十九条)
1 当該投資信託約款に係る新旧対照表	1 当該投資信託約款に係る	投資信託約款の変更
	徴と認められる事項	
	12 その他当該投資信託の特	
	財産の運用方針	
	11 当該投資信託の投資信託	

	事項	
	6 買取請求の手続に関する	
	5 異議を述べる方法	
	とができる期間	
3 公告の内容を記載した書面	4 受益者が異議を述べるこ	
書面	3 解約の理由	
資信託財産の直近の運用状況を記載した	2 解約予定年月日	
2 当該投資信託契約に係る投資信託の投	投資信託の名称	(法第三十一条)
1 受託会社の同意書	1 当該投資信託契約に係る	投資信託契約の解約
大なものの場合に限る。)	事項	
条第一項に規定する当該変更の内容が重	7 買取請求の手続に関する	

1合併等の契約書	1 合併等の相手方	投資信託委託業者の合併
又は約款(案)		
5 当該業務につき作成する契約書(案)		
面		
て三営業年度の収支見込みを記載した書		
び当該営業年度の翌営業年度から起算し		
4 当該業務の開始時の属する営業年度及		
書面	理由	項)
3 当該業務に係る業務の細則を記載した	3 当該業務を行おうとする	(法第三十四条の十第二
書面(以下「業務方法書」という。)	予定年月日	に掲げる業務の兼営
2 当該業務に係る業務の方法を記載した	2 行おうとする業務の開始	三十四条の十第一項各号
1 定款	1 行おうとする業務の内容	投資信託委託業者の法第

7				6					(法第三十八条第一項) 5	等」という。) 4 合併等の理由 4	一部の譲渡(以下「合併 3 合併等の方法 3	又は営業の全部若しくは   2 合併等の年月日   2
, 合併等の手続を記載した書面	業年度の収支の見込みを記載した書面	営業年度の翌営業年度から起算して三営	併等をした日の属する営業年度及び当該	o 合併後存続する会社又は譲受会社の合	する書類	算書及び利益の処分又は損失の処理に関	に最近二営業年度の貸借対照表、損益計	ない場合は、当該会社の営業の内容並び	· 合併等の相手方が投資信託委託業者で	r 合併等の当事者の投資信託財産の内容	っ 合併等の当事者の最近の貸借対照表	4 株主総会議事録

_	_	
償還する場合には、その償還の方法を明	2 解散又は廃止の年月日	人資産運用業の廃止
3 投資信託契約を解約し投資信託財産を		託委託業若しくは投資法
面	にあっては、破産した事実	由による解散又は投資信
2 投資信託財産の内容を明らかにした書	は廃止の決議の内容(破産	、合併及び破産以外の理
1 株主総会議事録	1 株主総会における解散又	投資信託委託業者の破産
らかにした書面		
償還する場合には、その償還の方法を明		
9 投資信託契約を解約し投資信託財産を		
届出を行ったことを証する書面		
号)第十五条又は第十六条の規定による		
関する法律(昭和二十二年法律第五十四		
8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に		

	2 公告を行った日刊新聞紙1 公告の内容	理由による解散又は投資等、合併及び破産以外の投資信託委託業者の合併
書面		
6 清算の方法及び清算の手続を記載した		
内容を記載した書面		
他投資法人資産運用業の廃止に伴う事務		
5 投資法人との間の契約関係の処理その		
引継ぎの方法を明らかにした書面		
信託委託業者に引き継ぐ場合には、その		
4 投資信託契約に関する業務を他の投資	由又は理由	
らかにした書面	3 破産、解散又は廃止の事	(法第三十八条第一項)

宮学幸行書立ていまえいるける貝及フ		Į.	耳	4		
営業報告書位びこ最后こおける材筆及び		里由	<b>東哉の里</b>	4		
3 兼職しようとする会社の定款、直近の		兼職予定年月日	兼職予	3		
託業者の同意書		無	表権の有無	丰	(法第十三条)	
2 当該兼職の承認申請に係る投資信託委	兼職会社の役職名及び代	社の役	兼職会	2	に従事する取締役の兼職	
1(当該取締役の履歴書)		社 名	兼職会社名	1	投資信託委託業者の常務	
添付書類	項	事	載	記	項目	

	(法第三十八条第三項)	信託委託業の廃止の公告
		3
		公告年月日

別表第三 (第二十一条関係)

営業年度及び当該営業年度の翌営業年度		
4 当該業務の開始を予定する日の属する		一項ただし書)
した書面	理由	(法第三十四条の十一第
3 当該兼業業務に係る業務の細則を記載	3 兼業業務を営もうとする	兼営
した書面	日	り営む業務以外の業務の
2 当該兼業業務に係る業務の方法を記載	2 兼業業務の開始予定年月	三十四条の十の規定によ
1 定款	1 兼業業務の内容	投資信託委託業者の法第
び職務に従事する態様を記載した書面		
5 当該取締役の兼職会社での職務内容及		
関係を記載した書面		
4 投資信託委託業者と兼職会社との取引		
損益状況を記載した書面		

5 当該兼業業務に係る業務の細則を記載		
則を記載した書面(案)		
4 変更後の当該兼業業務に係る業務の細		五項)
した書面の新旧対照表		(法第三十四条の十一第
3 当該兼業業務に係る業務の方法を記載		内容及び方法の変更
法を記載した書面 (案)	3 変更の理由	り営む業務以外の業務の
2 変更後の当該兼業業務に係る業務の方	2 変更予定年月日	三十四条の十の規定によ
1 定款	1 変更の内容	投資信託委託業者の法第
又は約款(案)		
5 当該業務につき作成する契約書(案)		
を記載した書面		
から起算して三営業年度の収支の見込み		

みを記載した書面		
販売計画その他の事業計画及び収支見込		
、当該投資信託契約に基づく投資信託の	2 延期の理由	(法第四十七条第三項)
1(実行予定日以降の投資信託契約の締結)	1 実行予定年月日	認可事項の実行の延期
状況を記載した書面		
係る投資信託の投資信託財産の直近の運用	2 存続期間	(法第四十五条第四項)
当該存続の承認申請を行う投資信託契約に	1 存続の理由	投資信託契約の存続
から起算して三営業年度の収支の見込み		
営業年度及び当該営業年度の翌営業年度		
6 当該業務の変更を予定する日の属する		
した書面の新旧対照表		

取引報告書 書 類 の 種 類 、手数料、税額及び営業所名 顧客名、約定年月日、銘柄、 売付け又は買取り若しくはその他の取引の別、 記 載 数量、 事 単価、 金 額 項 写しを一部保存しておくこと 備

別表第四 (第三十七条第一項、第八十五条第一項関係)

び収支見込みを記載した書面	締結、投資法人資産運用業の事業計画及	2 実行予定日以降の資産運用委託契約の

考

別表第五 (第六十九条第二項関係)

		細簿	、分配収益明	信託勘定元帳	類法定帳簿の種
	、借方、貸方、残高	上年月日、勘定科目	投資信託の名称、計	投資信託財産に係る	記載事項
		o	ごとの変動	借方欄、貸	記載
			ごとの変動状況を記載するこ	貸方欄には、	要領
			ずること	勘 定 科 目	等
ることができる。	表のつづりをもって信託勘定を作成する場合は、当該日計	動及び残高を記載した日計表	細簿の科目について日々の変	信託勘定元帳及び分配収益明	備
(益明細簿とす	1は、当該日計	載した日計表	いて日々の変	(び分配収益明	考

	投資信託財産 投資
賃貸事業収入、賃貸事業収入、賃貸事業収入、賃貸事業収入、賃貸事業収入、賃貸事	投資信託財産に係る と年月日、勘定科目 上年月日、勘定科目 上年月日、勘定科目
賃貸用不動産の物件ごとに過去 五期分について作成すること。 土地と建物を一体として管理し 件として作成すること。	信託勘定元帳に計上された有価 に記載すること。 記載すること。
	て記載事項をそれぞれ分別し明細簿は、複数の帳簿を設け

価税等を記載すること。

諸経費には、 水道光熱費、 外注

管理費、

修繕費、

借地借家料等

を記載すること。

減価償却費には、 建物のほか当

該物件に係る構築物、 機械・装

置、 器具・備品等についても記

載すること。

稼働率欄には、 可能面積で除し、 賃貸面積を賃貸 百を乗じた値

を記載すること。

所有形態については、 所有割合

が百パーセント未満の場合には

- 24 -

却の状況表	繰延資産の償									
、 期末残高	繰延資産の種類、期									
		いと に し と し に に に に に に に に に に に に に に に	きは、その旨を欄外に注記する	ない事情により開示できないと	って、賃貸料等につきやむを得	又は所有形態が共有の場合であ	一賃貸先による収入である場合	賃貸料の八十パーセント以上が	ること。	区分所有又は共有の別を記載す

基準価額帳に代えることがで表のつづりをもって受益証券表のつづりをもって受益証券上記記載事項が日計表に併記	<ul><li>した額に、次の評価損益を加減の資産総額から負債総額を控除現在における当該信託勘定元帳</li><li>受益証券の基準価額は、計算日</li></ul>	対照表純資産総額、投資信託財産に係る投資信託財産に係る	価 頸 蓋 帳
		その口数	
		及び残存枚数並びに	
		番号、発行、消却、	
きる。		却年月日、券種、記	
に分別して記載することがで	ること。	益証券の発行及び消	
番号帳、記名式受益証券台帳	、受益者の住所、氏名を記載す	投資信託の名称、受	
受益証券発行帳、 受益証券記	記名式については、上記のほか	投資信託財産に係る	受益証券台帳

投資信託財産											
投資信託財産に係る	取価格	価額、解約価額、買	口数、受益証券基準	産総額、残存受益権	、投資信託財産純資	損益、為替評価損益	、外国投資勘定評価	その他資産評価損益	、不動産評価損益、	先物取引等評価損益	有価証券評価損益、
指図の内容には、次に掲げる資			為替評価損益	4 外国投資勘定評価損益及び	(3) その他資産評価損益	(2) 国内不動産評価損益	国内先物取引等評価損益	(1) 国内有価証券評価損益及び	<b>る</b> 。	数をもって除して得た金額とす	した金額を同日の残存受益権口
投資信託財産の運用指図のほ											きる。

	び特定資産以外の資産の売買		
	(3) (1)及び(2)以外の特定資産及		
	格、取引の相手方		
	な事項、数量・面積、売買価		
	不動産を特定するために必要		
	動産の所在、地番その他当該		
	び地上権 売買の別、当該不		
作成すること。	(2) 不動産、不動産の賃借権及		
必要事項を記載した指図書を	発注先証券会社名等		
転換請求等の指図についても	、数量、単価、取引の種類、	者の名称	
三百四十一条の五に規定する	(1) 指定資産 売買の別、銘柄	容、受託者及び委託	
株主権行使の指図及び商法第	項を記載すること。	図年月日、指図の内	
か、法第二十二条に規定する	産ごとにそれぞれ次に定める事	投資信託の名称、指	運用指図書

						1							
夕 (イ を マ コ	外の価額をも	、基準価額以	約款において	帳(投資信託	一部解約価額								
_	式、一部解約面額	、一部解約価額計算	額、残存受益権口数	、貸借対照表純資産	一部解約価額計算日								
			公正な価額とする。	の保有する資産の内容に照らし	一部解約価額は、投資信託財産		えを保存すること。	印すること。なお、指図書の控	、委託者の代表者名を記名なつ	指図書は受託者ごとに別紙とし	相手方	容、数量、売買価格、取引の	の別、当該資産の種類及び内
				書類を保存すること。	一部解約価額の確定に関する								

	_	_	
作成すること。			
必要事項を記載した指図書を		の名称	票
転換請求等の指図についても	作成すること。	者並びに当該委託先	託先との連絡
三百四十一条の五に規定する	こと。連絡票は、受託者ごとに	容、受託者及び委託	おける当該委
株主権行使の指図及び商法第	発注先証券会社名等を記載する	図年月日、指図の内	託した場合に
か、法第二十二条に規定する	柄、数量、単価、取引の種類、	投資信託の名称、指	係る権限を委
投資信託財産の運用指図のほ	指図の内容には、売買の別、銘	投資信託財産に係る	運用の指図に
			に限る。)
			資信託の場合
			としている投
			に応じること
			って一部解約

						書類	果等に関する	格等の調査結	特定資産の価	
不動産の場合は不動当該調査する資産が	、調査結果の概要、調査結果報告年月日	査年月日 (期間)、	委託契約年月日、調	等の調査の委託先、	日、特定資産の価格	別及び当該取引年月	得、譲渡又は貸付の	内容、特定資産の取	特定資産の種類及び	
		て記載すること。	ごとに同号に定める事項につい	条第三項各号の特定資産の区分	産の調査価格のほか、第三十三	調査結果の概要には当該特定資	ک	各号に掲げる区分を記載するこ	委託先について、令第二十二条	
							を保存すること。	定書又はその写しを含む。)	調査結果の報告書 (不動産鑑	

別表第六(第六十九条第三項関係)

			運用明細書	類法定帳簿の種
の連絡日時	名、資産保管会社へ	内容、資産保管会社	運用年月日、運用の	記載事項
ايك	発注先証券会社名等を記載する	柄、数量、単価、取引の種類、	運用の内容には、売買の別、銘	記載要領等
こと。	は、投資法人ごとに作成する	託契約を締結している場合に	複数の投資法人と資産運用委	備考

結果の概要	産鑑定士の鑑定評価
	果 の 概

資産の運用に	運用年月日、運用内	運用の内容には、売買の別、銘	複数の投資法人と資産運用委
係る権限を再	容、資産保管会社名	柄、数量、単価、取引の種類、	託契約を締結している場合に
委託した場合	、資産保管会社への	発注先証券会社名等を記載する	は、投資法人ごとに作成する
における当該	連絡日時	こと。	リンと。
再委託先との			
連 絡 票			
特定資産の価	特定資産の種類及び	委託先について、令第三十四条	調査結果の報告書(不動産鑑
格等の調査結	内容、特定資産の取	各号に掲げる区分を記載するこ	定書又はその写しを含む。)
果等に関する	得、譲渡又は貸付の	ے	を保存すること。
書類	別及び当該取引年月	調査結果の概要には、当該特定	
	日、特定資産の価格	資産の調査価格のほか、第五十	

別表第七 (第六十九条第四項関係)

		の結果の概要
		産鑑定士の鑑定評価
		不動産の場合は不動
		当該調査する資産が
		、調査結果の概要、
		調査結果報告年月日
	項について記載すること。	査年月日 (期間)、
事	産の区分ごとに同項に掲げる事	委託契約年月日、調
資	六条第三項及び第四項の特定資	等の調査の委託先、

、発注日、約定日の記載をも	けて約定数量を記載するととも	時、約定価格、先物	
の別又は売買の別、	、それぞれの投資法人ごとに分	、発注日時、約定日	
銘柄、募集若しくは一部解約	合同運用を行っている場合には	行の別、取引の種類	
証券に係るものについては、	複数の投資法人の資産について	数量、指し値又は成	
ない投資信託受益証券、	ک	別、発注数量、約定	
同一日において価格が変動	付順につづり込んで保存するこ	種類、銘柄、売買の	
発注伝票を作成できる。	管会社ごとに別紙とし、かつ日	の名称、指定資産の	限 る。 )
合は、発注順に一覧表形式で	発注伝票は、受託者又は資産保	者又は資産保管会社	に係る場合に
より発注伝票の作成を行う場	こと。	資法人の名称、受託	定資産の発注
コンピュー 夕への直接入力に	発注伝票は、発注時に作成する	投資信託財産又は投	発注伝票 (指
ことができる。		額	
該明細簿をもって控えとする		手数料、源泉徴収税	

利害関係人等について、その	該当する法人はすべて記載する	利害関係人等である	利害関係人等
		は選択権料	
		限月及び対価の額又	
		戻し又は相殺の別、	
		権利行使、転売、買	
		コールの別、新規、	
		使期間、プット又は	
		買については権利行	
		及び選択権付債券売	
		別、オプション取引	
ができる。	ک	及び新規又は決済の	
って上記の記載に代えること	に、その配分基準を記載するこ	取引については限月	

の 状 況 表	法人等の名称、利害関係人等たる法人等の業務の概要、投資信託委託業者への出業者への出る。	の名称、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	で就任取締役名は、 野一号に該当する者 すること。	当 役 計 す 名 業 る は 者	で 令 第 出 資 で 記 系 の 出 の 出 の の 出 の の の の の の の の の の の の の	資本関係、人的関係又は受益資本関係、人的関係又は受益	
	名 業 資 信 の業 務 の 投 発 の 就 資 に 業 の が	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	載 第 び す 一 就 る 号 任 こ に 取	さ。 当 ジョ さ る 者 、	に つ い て 記 条		を記載した資料を保存するこ
八 (第 七	別表第八(第七十五条関係)						
項	目	記	事	項	添		付

										項)	(法第四十九条の四第一	投資信託約款の内容
4 ==	投资	त्र 3	る tr	本の	をい	<u>る</u>	2 当	盘	(2)	乲	(1)	1 +九
募集期間	投資信託の名称	ョ 該 投	投資信託	追加を	いつ。)	ことがで	位型(	9る資産	(1) 以 外	資産の種類	投資の	投資対象
BJ	名 称	信託約	をいう	でするこ	又 は 追	さない	、元本の	する資産の種類	かの投資	類	対象と	<b>3</b> (
		当該投資信託約款に係る	る投資信託をいう。)の別	本の追加をすることができ	をいう。)又は追加型(元	ることができない投資信託	単位型(元本の追加をす	<b>77</b>	①以外の投資の対象と		投資の対象とする特定	
		<u>る</u>	別	き	元	託	す		٤		定	
												当該投
												資信託知
												当該投資信託約款(案)
												条)

10 当該投資信託の投資信託
、その旨)
証券の募集等を行う場合は
登録金融機関名(自ら受益
取扱いを行う証券会社又は
9 募集の取扱い又は私募の
8 信託期間
7 設定日
元本の総額
6 合同して運用する信託の
一般投資家私募の別
、適格機関投資家私募又は
5 法第二条に規定する公募

第一項に規定する当該変更の内容が重大		
九条の十一において準用する法第三十条		
3 公告の内容を記載した書面 (法第四十		
更の内容が重大なものの場合に限る。)		
する法第三十条第一項に規定する当該変	4 変更の理由	
書面(法第四十九条の十一において準用	3 変更予定年月日	九条)
資信託財産の直近の運用状況を記載した	2 変更の内容	おいて準用する法第二十
2 当該投資信託約款に係る投資信託の投	投資信託の名称	(法第四十九条の十一に
1 当該投資信託約款に係る新旧対照表	1 当該投資信託約款に係る	投資信託約款の変更
	徴と認められる事項	
	11 その他当該投資信託の特	
	財産の運用方針	

	条)	おいて準用する法第十三	(法第四十九条の十一に	する取締役の兼職	信託会社等の常務に従事	項目
	4 兼	3 兼	表 権	2 兼	1 兼	記
	兼職の理由	兼職予定年月日	表権の有無	職会社の	兼 職 会 社 名	載
	田	年 月 日		の役職を	名	事
				兼職会社の役職名及び代		項
損	営業	3	の	2	1	
益の状況	業報告書	兼職し	の同意書	当該兼	当該取締	添
次 を 記載	善 並 じ	ようとす		職の承認	∃該取締役の履歴書	付
損益の状況を記載した書面	最近に	兼職しようとする会社の定款、		申請に	·[E ] 書	書
面	素報告書並びに最近における財産及び	の定款、直近の		『該兼職の承認申請に係る信託会社等		類

|--|

内容の変更	又はこれに類する書類の	外国投資信託の信託約款	項目
信託の	類する	1 当	記
信託の名称	書類に	該 信 託 約	載
	に係る外	款又は	事
	類する書類に係る外国投資	当該信託約款又はこれに	項
2 受 託	係る新	1 当	添
品者の同意	加州対照表	略信託約款 款	付
青又はこれ		又はこれに	書
者の同意書又はこれに代わる書類		該信託約款又はこれに類する書類に	類

び職務に従事する態様を記載した書面	
5 当該取締役の兼職会社での職務内容及	
記載した書面	
4 信託会社等と兼職会社との取引関係を	

別表第十 (第九十九条関係)

ら第四号までに掲げる書類に準ずる書類			
変更に関する第九十八条第三項第一号か			
5 当該信託約款又はこれに類する書類の			
の場合に限る。)			
に規定する当該変更の内容が重大なもの			
九条において準用する法第三十条第一項			
4 公告の内容を記載した書面(法第五十			
場合に限る。)			
規定する当該変更の内容が重大なものの			
条において準用する法第三十条第一項に			
の運用状況を記載した書面(法第五十九	変更の理由	4	
係る外国投資信託の投資信託財産の直近	変更予定年月日	3	準用する法第二十九条)
3   当該信託約款又はこれに類する書類に	変更の内容	2	(法第五十九条において

書類に準ずる書類		
条第三項第一号から第四号までに掲げる		
4 当該信託契約の解約に関する第九十八		
3 公告の内容を記載した書面		
書面	3 解約の理由	
資信託財産の直近の運用状況を記載した	2 解約予定年月日	準用する法第三十一条)
2 当該信託契約に係る外国投資信託の投	信託の名称	(法第五十九条において
1 受託者の同意書又はこれに代わる書類	1 当該契約に係る外国投資	外国投資信託契約の解約

別表第十二 (第百五十五条第二項関係)

投資証券台帳	類 法定帳簿の種
投資証券の発行及び	記
券の	載
発	事
仃 及 び	項
	記
	載
	要
	領
	等
投資証券発行帳、	備
投資証券記	考

		取引報告書	書類の種類
、手数料、税額	顧客名、約定年	売付け又は買取	記
のひ営業所名	約定年月日、銘柄、	付け又は買取り若しくはその他の	載
	数量、単価、	の他の取引の別、	事
	金 額	別 	項
	o	写しを一部保存	備
		部保存しておくこと	考

		の氏名又は名称、不	
		、発行口数、投資主	
		年月日、発行年月日	
	ること。	返還口数、発行請求	
	行した旨を投資主名簿に記載す	資証券返還年月日、	行管理簿
	投資証券が返還された旨又は発	不発行投資口数、投	投資証券不発
		にその口数	
		効及び残存枚数並び	
		、発行、消却又は無	
		資主の氏名又は名称	
とができる。		、券種、記番号、投	
番号帳に分別して記載するこ		消却又は無効年月日	

発行価額の確定に関する書類		投資法人債券の発行	投資法人債券
		<b>価</b> 額	
	し公正な価額とする。	残存投資口数、払戻	
を保存すること。	人の保有する資産の内容に照ら	借対照表純資産額、	—— 価 額 帳
払戻価額の確定に関する書類	投資証券の払戻価額は、投資法	払戻価額計算日、貸	投資証券払戻
		<b></b> 額	
	し公正な価額とする。	残存投資口数、発行	
を保存すること。	人の保有する資産の内容に照ら	借対照表純資産額、	—— 価 額 帳
発行価額の確定に関する書類	投資証券の発行価額は、投資法	発行価額計算日、貸	投資証券発行
		発行残存投資口数	

写し(不動産鑑定書の写しを	調査結果の概要には、当該特定	別及び当該取引年月	書類
を受けた調査結果の報告書の	ک	得、譲渡又は貸付の	果等に関する
り投資信託委託業者から通知	各号に掲げる区分を記載するこ	内容、特定資産の取	格等の調査結
第五十四条第三項の規定によ	委託先について、令第三十四条	特定資産の種類及び	特定資産の価
		その金額	
		及び残存枚数並びに	
		しくは消却又は無効	
		名又は名称、償還若	
		投資法人債権者の氏	
		日、券種、記番号、	
		消却日又は無効年月	
を保存すること。		日、償還日若しくは	— 台 帳

日、特定資産の価格	資産の調査価格の他、第五十六	含む。)を保存すること。
等の調査の委託先、	条第三項及び第四項の特定資産	
委託契約年月日、調	の区分ごとに同項の掲げる事項	
查年月日(期間)、	について記載すること。	
調査結果報告年月日		
、調査結果の概要、		
当該調査する資産が		
不動産の場合は不動		
産鑑定士の鑑定評価		
の結果の概要		

不動産保管明			明細簿	有価証券保管	類法定帳簿の種
受入年月日、受入元	金割	並台	月日、出庫先、出庫、受入原因、出庫年	受入年月日、受入元	記 載 事 項
受入元及び出庫先は、取引の相	多31と ること ること	引所名)を記載すること。	われている場合は、当該証券取手方(証券取引所等を通じて行	受入元及び出庫先は、取引の相	記載要領等
複数の投資法人の資産保管会			資法人ごとに作成すること。社となっている場合には、投	複数の投資法人の資産保管会	備考

	1#	E-		管名細簿	その他資産保	安否	<b></b>	+11-	<b>运</b>		—— 細 簿 ——、
残 高	種類、数量又は金額	原因、その他資産の	月日、出庫先、出庫	受入原因、出庫年	受入年月日、受入元	額、残高	金額、減価償却累計	地、種類、数量又は	原因、不動産の所在	月日、出庫先、出庫	受入原因、出庫年
		引の発生原因を記載すること。	及び出庫原因は、売買等当該取	手方を記載すること。受入原因	受入元及び出庫先は、取引の相				引の発生原因を記載すること。	及び出庫原因は、売買等当該取	手方を記載すること。 受入原因
			資法人ごとに作成すること。	社となっている場合には、投	複数の投資法人の資産保管会					資法人ごとに作成すること。	社となっている場合には、投

別表第十四 ( 第百六十三条関係 )

		条第一項)	の変更(法第二百二十一	外国投資法人の届出内容	項目
	4	3	2	1	記
	変更の理由	変更予定年月日	変更の内容	当該外国投資法人の名称	載
	理由	定年月	内 容	国 投 資	事
		日		法人の	項
				) 名 称	7.
4 記載した	3 案 当 該 外	2 変更後	する書類	1 当該 外	添
外 大 国 投 資 法	7国 投 資 法	区の規約又	類に係る新旧対照表	7国投資法	付
1 人 の 規 約	(人の直近	(はこれに	3旧対照表	5人の規約	書
外国投資法人の規約又はこれに類た書面	外国投資法人の直近の運用状況を	の規約又はこれに類する書類(	1X	外国投資法人の規約又はこれに類	類

找 1 る 書 类 に 洋 1 5 る 書 类			
号げる書頁こまげる書頁			
六十二条第三項第一号から第四号までに			
3 当該外国投資法人の解散に関する第百			
2 解散の理由を明らかにする書面			
(第二項の届出の場合)			
合)又は直近の運用状況を記載した書面	解散の理由	3	項及び第二項)
はこれに代わる書類(第一項の届出の場	解散(予定)年月日	2	(法第二百二十二条第一
1 当該外国投資法人の清算報告書若しく	当該外国投資法人の名称	1	外国投資法人の解散
に準ずる書類			
三項第一号から第四号までに掲げる書類			
する書類の変更に関する第百六十二条第			